



# 島根県報

平成28年3月8日（火）

号外第27号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

（管 財 課） 2

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

（建 築 住 宅 課） 3

## 公布された条例等のあらまし

## ◇公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則（規則第2号）

## 1 規則の概要

- (1) 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う様式の整理
- (2) その他規定及び様式の整備

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第3号）

## 1 規則の概要

移転の認定申請に係る添付図書を定めることとした。（第19条の2関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第2号**

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第60条及び様式第9号中「き損」を「毀損」に改める。

様式第10号中「使用物件」を「許可物件」に、「物件の修繕」を「許可物件の修繕」に、「き損」を「毀損」に、「現状」を「原状」に、

「この許可に不服があるときは、地方自治法第238条の7の規定によりこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に異議申立てをすることができます。」

〔注 規則第25条により委任を受けた者がする許可については、島根県知事に対する審査請求とすること。〕

「この許可（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に島根県知事に審査請求をすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第3号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第19条の4を第19条の5とし、第19条の3を第19条の4とし、第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

（移転の認定申請に係る添付図書）

**第19条の2** 政令第137条の16第2号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
- (2) 配置図（縮図、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路又は計画道路の位置及び幅員を明示すること。）
- (3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）
- (4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (5) 2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。